

～ 巻頭言 ～



財団事務局長の仕事を振り返って

財団法人国際民商事法センター

理事 金子 浩之

財団法人国際民商事法センターが平成8年4月に発足して以来、事務局長を務めて参りましたが、この5月に退任するに当たり、法務総合研究所国際協力部報 ICD NEWS の巻頭言に寄稿する機会を与您いただきましたので、9年余りの事務局長の仕事を振り返り感想を書かせていただきました。

私は昭和40年4月に住友商事に入社し、ほぼ30年間（海外駐在延べ約13年間を含め）審査・管理関係の業務を主として担当してきましたが、住友商事がこの財団の設立に協力することとなり、住商から出向という立場で平成8年1月16日から設立準備委員会事務局長の仕事を開始することとなりました。アジア諸国の法制度整備支援を主たる趣旨目的として設立される公益財団の運営ということで、商社環境とは全く角度の異なる世界へ飛び込むことになりましたが、それまでの仕事柄、商社ビジネスに係わる内外の法律・諸制度に接する機会も少なからず経験しており、個人的には社会的、国際的にも重要且つ有意義な新たな一つのプロジェクトの立ち上げに向けて、その一翼を担うことに新鮮さとやりがいを感じることができました。

財団基礎財産の寄附及び役員引き受けには経済各界のご支援を得るとともに、設立準備手続き他全般に渡り法務省関係者のご協力をいただき、2ヶ月あまりで設立発起人会開催に漕ぎ着けることができました。その後、4月16日設立許可を取得（当財団設立日）し、5月22日には長尾立子法務大臣を始めとする来賓をお迎えし、設立記念式典が盛大に挙行され財団の第一歩を踏み出すこととなりました。

当財団の事業の主体は、JICA の無償援助枠にて実施されるアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業の運営事務について JICA から業務委託を受け、支援事業の実施主体となる法務総合研究所国際協力部を始めとし、学術、法曹、企業等の関係者の方々と密接な連携の基に事業の円滑な推進に寄与することにあります。当初は、ベトナムのほか対象国の司法関係者に対する本邦研修が主たる事業でありましたが、相手国との関係が密接になるに伴い、法制度改革に必要な分野での具体的支援が要請されることとなり、ベトナム民法改正、カンボジア民法、民事訴訟法草案作成等4～5年に渡る支援事業が実施され、更に最近では法曹養成の分野に重点が広がって来ております。これまで9年間に渡り来日した研修員や、

各プロジェクトに参加した立法，司法スタッフ等日本の支援事業に関係を持った相手国の関係者の人数はぼう大なものとなっており，既にこの中から現地政府や裁判所，検察庁の中樞を担う立場の方も出ており，5年，10年後には更に増加すると思われ，将来的にその様な方々と日本の法曹，学術関係者との交流が一層深まることが期待されますが，双方の間に立ち交流の場を設け，友好関係の維持・増進に寄与することも当財団の役目の一つかと考えます。

これらの事業の実施のため，日本側で研究会や作業部会が目的毎に組成され，多数の学者，法曹界の方々に参画いただいております，またベトナム，カンボジアに滞在し現地司法機関に対し指導，調整の仕事を行われる長期専門家の方々等，これらの関係者皆様の献身的なご協力があったからこそ事業目的を達成，成果を上げることが出来ているものと言え，そのご努力に対し頭の下がる思いであります。

支援対象国で法の支配が確立するためには，法制度の整備だけでなく経済・社会・教育等が全体として向上することが不可欠の要素かと思えます。そういう観点から見ますと，日本が相手国に対し経済や文化を含めた総合的な関係を深めパイプを太くすることが望ましいことであり，その一環として法整備支援を位置づけ必要法令の整備，運用システムの構築，人材育成等の支援を更にきめ細かく継続することが，支援の効果を最大限高め，それが巡りめぐって日本の国益に資するものとなると確信しております。また，アジアにおいても二国間或いは多国間の自由貿易協定の締結が動き出しており，更に共同市場経済圏形成も遠いことでないと予測され，関係各国が共通の法的基盤を持つことの必要性は益々高まり，その歴史的な流れの中で日本が法整備の分野で貢献する余地は充分あると考えられます。

当財団は JICA 事業とは別に，法務総合研究所と協力し日中民商事法セミナー，日韓パートナーシップ研修，アジア・太平洋諸国法制度調査研究，同シンポジウム等アジア諸国と民商事法分野で相互に役立つ事業を企画し，これを通じて交流・友好を深めています。

日中民商事法セミナーは，財団設立後間もなく，当財団伊藤正前会長と国务院国家経済体制改革委員会李鉄映主任との間で協力合意がなされ，これまで日本，中国を交互に開催場所として9回実施されてきました。その時々に関心の高くないテーマを取り上げており，両国にとって有意義なセミナーとして継続しております（中国政府の組織改革があり現在の中国側当事者は国务院国家発展・改革委員会に引き継がれています。）。

日韓パートナーシップ研修は，当財団小杉丈夫理事と韓国大法院トップとの人脈が一つの契機となり，法務省と韓国大法院との間で法務局業務を主体として相互に研修・研究を行う事業として平成11年からスタートしたもので，当財団も日本側共催者として支援協力しています。この事業は韓国大法院との貴重な交流パイプとなっており，この関係のもとに韓国

特許法院の元院長や知財専門判事を日本に招いての講演会開催が実現しております。

アジア・太平洋諸国法制度調査研究は、関西の学者、法曹実務家による研究会を構成いただき、ほぼ2年間単位で調査研究をお願いし、その総まとめとして対象国から講師を招きシンポジウムを開催、更に成果物を出版しているものです。これまで倒産法、担保法、ADR、知的財産権をテーマとして取り上げ、現在は企業結合に的を絞り国際会社法研究を進めてもらっています。

以上、当財団が関与しております法制度整備支援に係わる事業の概要に触れましたが、これらの事業については、関係者のご協力の下に地道に取り組み、手法に改善を加えながら継続することが肝要であり、これによる成果の蓄積と、日本と相手国関係者の交流を長期的に維持し、これを広く関係者に活用いただくことを心がけております。

当財団設立当時、既に法務省は大阪中之島合同庁舎の新築に向け、ここに法整備支援の国際的活動を行うセンターを設置する方針を定めておられ、関西を拠点とするこの構想に財団も呼応し、財団役員にも関西在住の法曹、学術関係者に何人も就任いただき協力体制をとりました。平成13年度には、計画通り法務総合研究所に国際協力部が設けられ、新装なった大阪中之島合同庁舎に教官、スタッフもそろい本格的な活動が開始されました。大局的な方針の下に、政府の中に専門部署が常設され、人材、設備、予算とも充実し法整備支援活動の中核として機能を担われる体制ができましたことは、私ども民間の立場から見ても誠に心強いものを感じました。

日本政府のODAはここ数年総枠では減少傾向にありますが、JICAのアジア諸国に対する法整備支援事業に関しては、案件の増加に対応し支援額も増加しております。このことは、JICAとして市場経済化に邁進している諸国に対し法整備という切り口からの支援の重要性が基本戦略として確立されており、今後もこの分野への支援が重点的・傾斜的に行われるものと理解しております。

また、JETROも経済法分野の法整備について、アジア諸国に対し支援・協力事業を実施されており、最近では当財団の日中民商事法セミナー、アジア・太平洋諸国法制度調査研究、同シンポジウム等のプロジェクトには共催又は後援により協力をいただいております。今後も共通の目的にかなう事業について相互に協力する方向でお話ししております。

法制度という国の根幹に関連する支援は、対象国の政府・裁判所・検察庁等公的機関が直接の当事者となるものであり、日本の支援体制も第一義的には法務省、JICA、JETRO等の政府組織あるいは政府関連機関が相手国と基本的方針を策定し、これに国内の諸団体、法曹・学術関係者を始めとする支援者が広く力を結集し協力するのが姿かと思われれます。この10

年近くの間、かかる体制の基盤は各方面において整ってきており、それなりに支援の成果を上げておりますが、現在はこの全体を強力にまとめ、一体的、組織的な支援活動に向けてもう一步前進することが望まれるところではないでしょうか。この中で当財団も民間の立場から積極的に貢献して行くことを願っております。

9年間に渡る財団の活動を通じ、本当に多くの方々からご指導、ご協力をいただきました。何とか事務局長としての任務を果たして参りましたが、これも皆様のご支援の賜物であり、この場をお借りし心から感謝とお礼を申し上げます。